

# 札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設 認定要綱

札幌市 経済観光局 農政部

# 札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設認定要綱

札幌市経済局長決裁

平成 18 年 3 月 3 日制定

平成 28 年 12 月 1 日一部改正

令和 5 年 9 月 13 日一部改正

## (制度の目的)

第 1 条 この要綱は、「第 2 次さっぽろ都市農業ビジョン」(平成 29 年 1 月策定)及び「第 2 次札幌市都市計画マスタープラン」(平成 28 年 3 月策定)に基づき、さっぽろ農業の振興や農地の保全を図るため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 3 項に規定する本市市街化調整区域において、「さっぽろ農産物の情報発信」、「農業者の経営安定」及び「市民の農業への理解」を促すために必要であると認められる施設の取扱いを定めるものである。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

### (1) 農業交流関連施設

第 1 条の目的達成のため、第 5 条により認定された施設をいう。

### (2) 自らが耕作する農地等

本市市街化調整区域に存する、次のいずれかに該当する土地又は農業用施設をいう。

- ア 自らが耕作又は養畜を行うための採草若しくは家畜の放牧を行う土地であって、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条に規定する「農地」又は「採草放牧地」
- イ 自らが耕作又は養畜を行うために必要な農業用施設のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。)施行規則第 1 条に規定する畜舎、蚕室、温室又は植物工場

## (申請者の要件)

第 3 条 農業交流関連施設の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 自らが耕作する農地等を所有し、又は賃貸借している個人(以下「農業者」という。)
- イ 自らが耕作する農地等を所有し、又は賃貸借している法人(以下「農業を営む法人」という。)

ウ 上記アを構成員として複数で組織する任意団体で、団体の目的、名称、事務所の所在地、代表者の氏名及び住所を記載した規約を有するもの(以下「農業者の任意団体」という。)

- ### (2) 自らが耕作する農地等の土地の面積及び施設の建築面積の総計が 30a 以上であり、かつ、申請年度の直近 2 か年の各年の農畜産物販売額が 50 万円以上の者。ただし、第 6 条第 1 号ウのうち別に定める市民農園の申請施設の用途を目的とする場合については、この要件を適用しないものとする。

- ### (3) 当該申請とは別に農業交流関連施設を運営していないこと。ただし、第 9 条の規定によ

り市長が事業計画の変更を認める場合においてはこの限りではない。

(事業計画の申請)

第4条 申請者は、農業交流関連施設の認定を受けようとするときは、計画する建築物等（以下「申請施設」という。）に係る事業計画として、申請施設の用途を定め、経営計画、計画地の土地利用計画、建築計画等を作成の上、別に定める申請書を市長に提出するものとする。

(申請施設の認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その事業計画が次条に適合すると判断した場合には申請施設を農業交流関連施設として認定する。

(事業計画の認定基準)

第6条 申請施設に係る事業計画の認定基準は、次の各号を全て満たすものとする。

(1) 申請施設の用途は、次のいずれかに該当すること。

ア 以下を目的とする農畜産物の販売等の用に供するもの

(ア) 製造・加工

申請者自らが生産する農畜産物又は当該農畜産物及び本市域内において生産される農畜産物（以下「自ら生産する農畜産物等」という。）を原料・材料として量的又は金額的に5割以上使用する加工品（以下「自ら生産する農畜産物等加工品」という。）の製造・加工

(イ) 直接販売

自ら生産する農畜産物等又は自ら生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるものの販売

(ウ) 調理提供

自ら生産する農畜産物等又は自ら生産する農畜産物等加工品を材料として量的又は金額的に5割以上使用して調理されるものの提供

イ 以下を目的とする農業体験の用に供するもの

自ら生産する農畜産物等の栽培に係る作業体験又は自ら生産する農畜産物等を用いた加工体験の提供

ウ ア、イに付帯し又は別に定める市民農園に必要となるトイレ、物置、休憩所

(2) 土地利用計画は、次のいずれにも該当すること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する本市市街化調整区域内にあること。

イ 本市の土地利用計画上、支障のないものとし、国、北海道、本市の緑地保全の計画や治水計画、防災計画、水源の保全等に支障をきたすおそれがないこと。

ウ 申請施設を設置する土地は、申請者自らが耕作する農地等と一体であること。ただし、申請者自らが耕作を行う農地等が進入路のみで公道と接している場合は、申請施設は公道に面して近接する土地に設置できるものとする。

エ 農地法、農振法及び関係法令の規定に適合し、許認可等を得られること。

- オ 農用地集団化、農作業効率化等農業上の総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- カ 申請施設の設置について、低密度でゆとりのある土地利用であること。
- キ 申請施設の規模・内容に対し適切な規模の駐車場を確保し、交通・除雪の状況等を考慮した計画とすること。

(3) 建築計画は、次のいずれにも該当すること。なお、建築図面は施設の用途、土地利用計画等の内容を反映したものとし、建築敷地は、計画地の区域内において必要な範囲で設定するものとする。

ア 申請施設の規模・構造等

- (ア) 事業を行う上で必要とされる最小限のものであること
- (イ) 認定対象とする用途の床面積が 300 m<sup>2</sup>以下であること
- (ウ) 最大高さが 10m以下であること
- (エ) 階数を 2以下とすること

イ 申請施設の運営に当たっては、騒音・排水等による周辺環境への影響に配慮し、環境の保全に努めること。

ウ 申請施設（塀や広告看板等の工作物を含む）の仕様（形状、色・素材等）は、周辺環境との調和を図るため、景観に配慮したものとすること。

(4) その他

ア 申請施設の運営及び管理には、申請者が農業者の場合にあつては申請者又はその世帯員、農業を営む法人の場合にあつてはその役員又は従業員、農業者の任意団体の場合にあつては構成員又はその世帯員が従事すること。ただし、繁忙期や上記の者の不在時等、合理的な理由による一時的な雇用についてはこの限りではない。

イ 産地表示に積極的に取り組むこと。

(営業の開始)

第7条 申請者は、第5条の規定により認定を受けた場合は、営業に必要な関連法令上の手続き及び施設整備を行い、営業開始後、速やかに別に定める書類を市長に提出するものとする。

(開設状況報告)

第8条 農業交流関連施設の営業開始後においては、申請者は、その開設状況について毎年1回別に定める期日までに市長へ報告しなければならない。

(事業計画の変更)

第9条 申請者は、事業計画に変更が生じる場合又は農業交流関連施設の建築物若しくは施設と一体である農地等に権利移動が生じる場合等は、直ちに市長と協議し、必要に応じた手続きを行うものとする。

(休止と廃止)

第10条 申請者は、事業を1年以上休止する場合又は廃止する場合は、別に定める手続きを行うものとする。

(認定の取消)

第 11 条 市長に申請した事業計画に従わず事業を行った場合、偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかとなった場合、市長と協議を行わずに事業内容の変更を行った場合等で、申請者が是正を行う意思がない場合は、市長は認定を取り消し、申請者は当該事業に係る施設を除却するものとする。

(施行細目)

第 12 条 認定事務の取扱いに関する必要事項については、「札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設に関する認定事務取扱要領」（平成 18 年 3 月 3 日制定）に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 6 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定による申請があった事業計画については、なお従前の例によるものとし、当該事業計画に変更等が生じた場合にあっては、改正後の要綱の規定を適用する。